石狩市地域の防犯力向上対策補助金
申請の手引き

令和８年３月

＜本事業に関する申請先・お問い合わせ先＞

石狩市 環境市民部 広聴・市民生活課

〒061-3292

石狩市花川北６条１丁目３０番地２　石狩市役所本庁舎１階１７番窓口

TEL　0133-72-3143　FAX　0133-72-3199

E-mail　seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

目 次

Ⅰ 補助制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．事業の目的
２．補助対象団体
３．補助内容

Ⅱ 申請手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅲ 防犯カメラの設置について
１．補助対象となるカメラ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２．補助対象経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
３．設置に向けた準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
４．設置後の維持管理・運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

申請必要書類・添付書類（記載例）
●石狩市地域の防犯力向上対策補助金事前協議書（第１号様式）・・・・・・１２
●石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付申請書（第３号様式）・・・・・・１３
≪添付書類≫
必須 総会（役員会）議事内容（参考様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
必須 収入支出予算（決算）書（参考様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
必須 土地建物等使用承諾書（参考様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
必須 防犯カメラ設置における撮影同意書（参考様式）・・・・・・・・・・・・１７
任意 防犯カメラ設置場所に関する協議結果について（参考様式）・・・・・１８
●補助金等概算払申請書（第７号様式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
●石狩市地域の防犯力向上対策補助金実績報告書（第５号様式）・・・・・・２０
●石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付請求書（第９号様式）・・・・・・２１

石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン ・・・・・・・・・・・２２

防犯カメラ設置運用規程（参考例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

Ⅰ　補助制度の概要

１．事業の目的

石狩市では、国の「重点支援地方交付金」を活用し、地域の自主的な防犯活動を補完し、安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会等の地域団体が実施する防犯対策に要する経費の一部を補助します。

２．補助対象団体

市内の町内会、自治会、防犯協会等、地域の自主的な防犯活動を行う団体を補助対象とします。

３．補助内容

(1) 補助金額

１団体につき最大２０万円（千円未満切り捨て）

※補助対象事業（取組）合算での上限額となります。

※補助金の申請は１団体につき１年度あたり１回限りです。

(2) 申請手続き（詳細は３～５ページに掲載）

事前協議制とし、市からの協議結果通知を受領後、事業実施前に補助金の交付申請をしていただきます。年度内に補助金の支払いまでを完了することが補助の条件となります。

・事前協議期間：令和８年４月１日（水）～５月２９日（金）

・協議結果通知：令和８年６月中旬

・交付申請期間：令和８年６月中旬～令和９年１月末　※必ず事業実施前に申請すること

・実績報告期間：令和９年２月末まで　※事業完了後速やかに報告すること

(3) 補助対象事業

地域の防犯力向上を目的として実施する事業であって、かつ、次の全ての要件に該当するものとします。

① 地域住民の防犯に寄与する公益的な取組であること

② 団体の総会・役員会等の議決等による意思決定を行った上で実施すること

③ 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えること

④ 防犯カメラを設置する場合においては、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、各団体において「防犯カメラ設置運用規程」を定めること

（ガイドラインは２２～２５ページ、設置運用規程は２６～２７ページを参照）

〇事業（取組）例

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
防犯設備機器の整備	防犯カメラやセンサーライト等の整備（整備にかかる機器購入費、設置工事費、附属設備等）
防犯パトロール	パトロール活動に必要な物品の購入（防犯ベスト、誘導灯等）
防犯啓発グッズの購入	防犯啓発用のぼり旗購入や掲示板設置、防犯見守りステッカーの購入、防犯啓発チラシの作成等
その他	その他上記に該当しない内容で、地域の防犯力向上に資する取組と認められる費用 （例：防犯講座や研修会等にかかる講師謝金、物品購入等）

（4）補助対象外事業

次に該当する事業は補助対象外とします。

① 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの

② 北海道町内会連合会等、他の補助金・交付金・助成金等の対象となるもの

③ 第三者に寄附、譲渡、売り払い等をすることを目的として実施するもの

④ 補助対象外経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

（5）補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

① 各種保証・保険料、振込手数料、代行手数料、申請手数料

② 保守、修繕及び電気料金、電柱等共架料等の維持管理にかかる経費

③ レンタルやリース契約の防犯設備費用及び設置にかかる費用

④ 既存防犯設備等の移設、撤去及び処分のみを実施する経費

⑤ 土地、建物等の使用、取得又は補償に要する費用

⑥ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料

⑦ 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用

⑧ 飲食等に要する費用

⑨ 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

Ⅱ 申請手続きの流れ

手順１　事前協議に向けた準備【概ね 3 月～4 月】

全事業共通	・役員会等で事業内容の検討 ・経費の積算、（必要に応じて）業者へ見積もり依頼
防犯カメラ 設置の場合	上記のほか、 ・設置目的や設置場所及び撮影範囲等の検討

手順２　市へ補助金事前協議書及び添付書類を提出【5/29 まで】

・石狩市地域の防犯力向上対策補助金事前協議書（第１号様式）＜記載例 12 ページ＞

＜添付書類＞

全事業共通	必須	事業に要する経費がわかる見積書等の写し
防犯カメラ 設置の場合	必須	上記のほか、 設置予定場所、撮影予定範囲の図面及び設置前の現況写真

⇒内容を審査し、予算の範囲内で事前協議の結果について通知します【6 月中旬頃を予定】

手順３　交付申請に向けた準備【3 月以降】

全事業共通	・規約等に基づき、総会や役員会等による事業実施の意思決定
防犯カメラ 設置の場合	上記のほか、 ・設置場所の土地建物等の所有者からの承諾を得る ・管理者（道路、公園、電柱等）への使用許可に関する手続き ・設置及び管理運用に関するルールの検討 ※「防犯カメラ設置運用規程」の策定が必須です。参考例 26 ページ ・地域住民を対象とした周知方法の検討（回覧、掲示、説明会等） ※防犯カメラの設置や運用等に関する内容について、回覧等で広く周知し、地域住民の理解を得るよう努めてください。

	・警察との協議（任意） ※設置場所等について、事前に警察と協議することができます。各団体において必要性等を判断のうえ実施してください。 （問い合わせ先：札幌北警察署生活安全課　TEL 011-727-0110）

手順４　**市へ補助金交付申請書及び添付書類を提出【申請期限 1/29 まで】**

・石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付申請書（第３号様式）＜記載例 13 ページ＞

※必ず事業の実施前（着手前）に申請してください。

＜添付書類＞

全事業共通	必須	団体として事業の実施を決定したことを証する書類（総会や役員会等の議事録の写し等）	様式あり 記載例 P14
	必須	収入支出予算書	様式あり 記載例 P15
防犯機器（防犯カメラを含む）設置の場合	必須	防犯機器の仕様がわかる書類（説明書やカタログの写し等）	
防犯カメラ設置の場合	必須	設置場所、撮影範囲を明記した図面及び設置前の現況写真（事前協議時と同一の場合は省略可）	
	必須（該当がある場合のみ提出）	設置場所の土地建物等の所有者からの承諾を得ていることを証する書類	様式あり 記載例 P16
		防犯カメラに映り込む住宅の住人等からの同意を得ていることを証する書類	様式あり 記載例 P17
		管理者（道路、公園、電柱等）からの許可を得ていることを証する書類　※事前協議書類でも可	
	任意	警察と協議したことを証する書類	様式あり 記載例 P18

⇒内容を審査し、補助金の交付（不交付）決定について通知します【申請後 2 週間程度】

事業の実施は、必ずこの補助金の交付決定通知日以降に開始してください。

また、補助金の概算払を希望する場合は、別途概算払申請書（P19）の提出が必要です。

≪注意事項≫

事業内容等、申請の内容に変更が生じる場合は、変更承認の申請が必要となりますので、事前に（変更前に）ご連絡ください。

手順５　市へ補助金実績報告書及び添付書類を提出【報告期限 2/26 まで】

・石狩市地域の防犯力向上対策補助金実績報告書（第５号様式）＜記載例 20 ページ＞

※事業完了後速やかに提出してください。必要に応じ、現地確認を行います。

＜添付書類＞

全事業共通	必須	費用を負担したことを証する領収書等（団体名、品名や金額の内訳が明記されているもの）の写し
	必須	収入支出決算書　＜記載例 15 ページ＞
	必須	事業の実施内容がわかる書類（写真は必須）
防犯カメラ設置の場合	必須	契約書又は請書の写し　※該当がある場合のみ提出
	必須	工事完了届又は納品書の写し　※該当がある場合のみ提出
	必須	配置図及び設置後の現況写真、設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
	必須	管理者（道路、公園、電柱等）からの許可を得ていることを証する書類　※申請時に事前協議書類を提出していた場合のみ
	必須	防犯カメラ設置運用規程

⇒内容を審査し、補助金の確定について通知します【実績報告後 2 週間程度】

手順６　市へ補助金交付請求書を提出【確定通知受領後速やかに】

・石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付請求書（第６号様式）＜記載例 21 ページ＞

⇒指定された口座へ補助金を交付します【請求後 1 か月程度】

Ⅲ 防犯カメラの設置について

１．補助対象となるカメラ

次の要件を満たす防犯カメラが補助対象です。

・地域の犯罪防止を目的としたもの

・公共の場所（不特定多数の者が利用する施設や場所）を撮影するもの

・特定の場所に固定して継続的に設置されるもの

・録画機能のあるもの（ＳＤカードやハードディスク等の記録媒体に画像を保存する）

≪注意事項≫

・録画機能のないダミーカメラは補助対象外です。

・主に日常におけるごみの排出や除排雪等に関するマナー違反を取り締まる目的のカメラは補助対象外です。

２．補助対象となる経費

(1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費（カメラ本体、録画装置等）

・購入費の例　防犯カメラ本体、録画装置、ＳＤカード

・工事費の例　防犯カメラ設置用の鉄柱建設費、防犯カメラやケーブル等の設置工事費、試験調整費等

(2) 防犯カメラの設置を示す表示物（看板等）にかかる経費

≪注意事項≫

・本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した購入費用の補助事業のため、レンタルやリース契約によるカメラ及び関連経費は補助対象外です。

・新たに設置又は更新する防犯カメラが補助対象です。既存カメラの移設や撤去のみにかかる経費や修繕にかかる経費は補助対象外です。

・各種許可申請手続費用、機器の保守点検、電気料金等の維持管理費用、電柱等へ共架した際の共架料は補助対象外です。

３．設置に向けた準備

手順１　設置の必要性を検討する

防犯カメラを設置する場合は、犯罪の防止等、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはなりません。

日頃の設置予定現場の状況や防犯体制、設置により期待される防犯上の効果等を踏まえ、

防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

手順２　設置場所・撮影範囲等を検討する

まずは、私有地に防犯カメラを取り付けることができないか検討してください。

防犯カメラは公共の場所の撮影を目的としており、設置にあたっては個人宅等の私的空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

カメラの角度調整を行いつつ、マスキング（ぼかし）機能があるカメラを設置するなど、プライバシー保護に十分配慮して、設置場所や撮影範囲を決定してください。

ただし、防犯カメラに映り込む住宅の住人等から書面による同意が得られた場合は、マスキング機能による画像の黒塗りを外すことができます。

同意を得た場合は、交付申請書を提出の際に添付してください＜記載例 17 ページ＞

≪警察との協議について≫

防犯カメラの設置場所等に関して、警察と協議し、助言等を受けることができます。

各団体において必要性等を判断のうえ実施してください。問い合わせ先：札幌北警察署生活安全課（札幌市北区北 24 条西 8 丁目 2 番 20 号 TEL 011-727-0110）

警察と協議した場合は、交付申請書を提出の際に添付してください＜記載例 18 ページ＞

手順３　機器を選定する

設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので、市内の防犯カメラ取扱業者等に相談し、見積もりを取り寄せてください。

なお、見積書を作成してもらう際には、防犯カメラが設置されていることを示す表示物（看板等）の作成費も含めるよう依頼してください。

また、機器の選定を行う際には、プライバシー保護用のマスキング機能が備わっているかも、確認してください。

≪注意事項≫

※設置後の保守点検や電気料金等の維持管理費用は設置者（町内会等）の負担となります。

今後の維持管理費用や、機器の耐用年数や部品交換等にかかる費用、保証期間、故障時の対応、点検費用等を事前によく業者等へ確認したうえで購入を検討してください。

≪見積書について≫

・内訳をしっかりと記載してください。（「〇〇工事一式〇〇〇円」というような、詳細がわからない記載方法は認められません。）

・見積書の中に補助対象外経費（申請書類作成代行手数料、電柱への共架手数料等）が含まれている場合は、補助対象外経費として明記するか、補助対象外経費を見積書から除外してください。

手順４　設置場所の承諾を得る

設置場所によっては、承諾や許可を得る必要があり、その手続きが異なります。

私有地の所有者から承諾を得られない、私有地では効果的な箇所に取り付けることができない等の事情がある時は、次のとおり設置場所を検討します。また、手続きに時間を要することや設置に制限がある場合がありますので、事前によく確認をするようにしてください。

(1) 私有地の場合(土地・建物)

防犯カメラの設置場所となる土地や建物等の所有者から承諾を得る必要があります。

所有者に防犯カメラの設置について打診し、了承が得られれば、土地建物等使用承諾書に記入していただき、交付申請書の提出の際に添付してください。＜記載例 16 ページ＞

(2) 石狩市の土地・建物の場合

① 道路・公園に設置を検討する場合

防犯カメラを設置する場所が市管理の道路や公園の場合、占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。

なお、設置場所が私有地内の電柱や構造物等でも、防犯カメラ本体が公道上にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

〇市道に設置を検討する場合

問い合わせ先：石狩市建設部維持管理課管理担当　電話：0133－72－6122

※市が管理する道路上の構造物（道路照明灯等）への防犯カメラの設置は、原則として認めておりません。なお、市道上に独立した柱を建設し、その柱に防犯カメラを設置する場合は、許可できない場合がありますので、事前に相談してください。

〇公園に設置を検討する場合

問い合わせ先：石狩市建設部都市整備課公園管理担当　電話：0133－72－3671

※公園内への設置が許可されるのは、公園内部を撮影する場合に限られます。また、公園内の既存施設（トイレ、街灯等）から電気を取ることはできません。

② 会館に設置を検討する場合

防犯カメラを設置する場所が市の会館の場合、設置方法等で確認が必要な場合がありますので、事前に相談してください。

問い合わせ先：石狩市環境市民部広聴・市民生活課　電話：0133－72－3143

(3) 電柱へ設置する場合

防犯カメラを設置できる電柱か事前に協議が必要です。以下にお問い合わせください。

※市の担当（広聴・市民生活課）でも手続き等について説明しますので、ご連絡ください。

〇ほくでんネットワーク所有の電柱に設置する場合

問い合わせ先：北海道電力ネットワーク株式会社　道央統括支店 配電部 配電グループ
共架担当　電話：011－251－4817

〇ＮＴＴ所有の電柱に設置する場合

問い合わせ先：株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー　オンサイトオペレーションセンタ
設備カスタマ部門　添架担当　電話：042－312－9009

手順５　設置運用規程を策定する　＜参考例 26～27 ページ＞

撮影された画像を自由に見ることができ、画像データを取り出せる状況は、プライバシーを侵害する恐れがあります。

防犯カメラの画像データや記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等を防止するため、関連機器の操作や画像データの確認を行う、管理責任者及び操作担当者を指定して、適切な管理運用を行う必要があります。

また、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが重要です。「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準拠した「防犯カメラ設置運用規程」を各団体において策定してください。

手順６　地域の合意形成を図る

防犯カメラを設置するためには、手順１から手順５で準備した内容をもとに、地域の合意形成を図る必要があります。

防犯カメラの設置について、各団体の規約等に基づき、総会や役員会等を開催して意思決定を行うとともに、防犯カメラの設置運用に関して、回覧や掲示、説明会等で広く周知することで、地域住民の理解を得るよう努めてください。

≪地域での合意形成の例≫

防犯カメラの設置を役員会で決めた後、最終的に総会で決定し、設置場所や管理・運用方法について町内会報で広く周知した。

４．設置後の維持管理・運用

(1) 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラが設置されていることを示す表示板（看板等）を設置することで、撮影していることを周知するとともに、犯罪の抑止効果が高まります。表示板（看板等）には、設置場所又はその付近の見えやすい場所に、「防犯カメラを設置していること（例えば「防犯カメラ作動中」等)」及び「設置者の名称」を表示してください。

また、表示の仕様については、防犯カメラの運用期間中に表示内容が消失することがないよう、耐用性のあるものにしてください。

なお、設置場所から設置者が明らかである場合には、設置者の名称の表示を省略することができるものとします。

(2) 保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間使用による部品の劣化等により、運用に支障を来す故障も起こり得ます。設置後１年に１度は清掃や故障の有無について点検を行ってください。

また、カメラの落下等で事故が発生した場合は、設置者の責任となりますので、必要に応じて損害保険会社で取り扱う賠償責任保険等の加入もご検討ください。

保守や定期メンテナンスを含め、防犯カメラの維持管理に必要な費用等について、設置時に業者によく確認するようにしてください。

≪防犯カメラの維持管理に必要な主な費用≫

・電気料　約 5,000 円／年
・電柱へ共架する場合の共架料　１台あたり約 2,000 円／年
・業者による保守点検費用（任意）　１台あたり約 5,000～15,000 円／年
・賠償保険料（任意）　１台あたり約 5,000 円／年
・その他、ＳＤカード等のカメラ機器にかかる消耗品等

(3) 継続使用

補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを無断で移設し、又は撤去することは認められません。原則として、防犯カメラを設置してから５年間は撤去不可となります。

また、継続使用している中で、補助金の交付の目的に反した使用や譲渡、交換、貸付等をしないようご注意ください。

(4) 警察への捜査協力

警察から犯罪又は事故捜査を目的とした防犯カメラの画像提供要請のため、防犯カメラの

管理について市へ問い合わせがあった場合、管理責任者の方の連絡先をお伝えすることがありますので、ご承知おきください。

(5) 「防犯カメラ設置運用規程」に基づく運用

個人のプライバシー保護が図られるよう、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び「防犯カメラ設置運用規程」を遵守し、適正な設置及び運用を行うとともに、画像等の適切な取扱いに留意してください。

設置者は、個人情報保護の観点から画像データが外部に漏えいしないよう、管理責任者及び操作担当者に対し周知徹底を図り、慎重に管理してください。

また、設置者は、画像データ等を防犯カメラ設置運用規程で定めた目的以外に利用したり第三者に提供しないようご留意ください。ただし、次の場合は、この限りではありません。

① 法令に基づく手続により照会等を受けた場合（裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法 197 条第２項）に基づく場合）
② 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合（警察の捜査への協力や消防署の火災原因調査等を目的として要請を受けた場合等）
③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（行方不明者の安否確認や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等）
④ その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ映像から識別される特定の個人（本人）の同意があるとき
⑤ 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

(6) 管理責任者・操作担当者

管理責任者及び操作担当者は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を絶対に他人に漏らしてはなりません。また、管理責任者や操作担当者の立場でなくなった後についても、引き続き守秘義務があります。

なお、役員交代や諸事情により、策定した設置運用規程内の管理責任者や操作担当者が変更となった場合は、画像データの保存や機器の操作について、必要に応じて、設置業者やメーカーによく確認した上、引き継ぎを行うようにしてください。

(7) 問い合わせ等への対応

防犯カメラの設置運用に対する問い合わせに対しては、あらかじめ対応方針を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応するように努めてください。

＜記載例＞

別記第１号様式（第７条関係）

石狩市地域の防犯力向上対策補助金事前協議書

令和８ 年 ５ 月 ２０ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

申込者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

住　　所　〒　061　－　△△△△
石狩市▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
▲▲▲▲▲

連　絡　先　090　－　1234　－　5678

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

１　事業内容　※実施する防犯対策の具体的な内容を記入してください。

・防犯カメラの設置（設置場所：□□会館入口付近、２台） ・防犯パトロールの実施に必要な腕章の購入（５０個）	
補助金申請予定額 （上限２０万円）	２００，０００　円
事業着手予定年月日	令和８　年　７　月　２０　日

２　連絡先担当者　※該当する□にチェック（✓）してください。

☑　代表者（上記と同じ）

□　その他　※担当者の氏名と電話番号を記入してください。

氏　　名：

連 絡 先：

３　添付書類　※□にチェック（✓）してください。

共通	必須	事業に要する経費がわかる見積書等の写し	☑
防犯カメラ設置の場合	必須	設置予定場所、撮影予定範囲を明記した図面及び設置前の現況写真	☑

※必ず事業実施前に申請してください。

＜記載例＞

別記第３号様式（第８条関係）

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付申請書

令和８ 年 ８ 月 １ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

申請者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　事業内容	・防犯カメラの設置（設置場所：□□会館入口付近、２台） ・防犯パトロールの実施に必要な腕章の購入（５０個）
２　交付申請額 （上限２０万円）	２００，０００　円 （総費用　２２０，０００　円）
３　概算払の希望の有無	☑　希望する　　□　希望しない
４　事業実施予定期間	令和８年８月８日　～　令和８年１０月２０日

５　添付書類　※□にチェック（✓）してください。

共通	必須	団体として事業の実施を決定したことを証する書類（総会や役員会等の議事録の写し等）	☑
	必須	収入支出予算書	☑
防犯機器（防犯カメラを含む）設置の場合	必須	防犯機器の仕様がわかる書類（説明書やカタログの写し等）	☑
防犯カメラ設置の場合	必須	設置場所、撮影範囲を明記した図面及び設置前の現況写真 ※事前協議時と同一の場合は省略可	☑
	必須	設置場所の土地建物等の所有者からの承諾、防犯カメラに映り込む住宅の住人等からの同意、管理者からの許可を得ていることを証する書類　※該当がある場合のみ提出	☑
	任意	警察と協議したことを証する書類	☑

＜記載例＞

添付書類（交付申請時）※参考様式

●●町内会　　総会~~（役員会）~~議事内容

1　日　　時

令和８　年　７　月　１８　日（　土　）　午前・午後　６　時　００　分から

2　場　　所

□□会館

3　会員総数　　１００　名

出席人数　　６０　名（委任状提出者を含む）

4　議　　題

石狩市地域の防犯力向上対策補助金を活用した防犯カメラの設置について

5　内　　容

防犯カメラの設置について、目的・設置場所・撮影範囲・台数・管理運用等を説明し、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき策定した「●●町内会防犯カメラ設置運用規程」に則り、適切に設置・運用することで承認された。

6　議題に対する主な質疑

(1)　質問　管理体制（プライバシーの保護）について

回答　町内会長を管理責任者とし、設置運用規程に基づき適切に取扱う

(2)　質問　設置に必要な費用について

回答　見積書のとおり。年間電気料金●●円、保守点検費用●●円など

(3)　質問　画像データの保存について

回答　カメラにＳＤカードが内蔵されており自動的に上書き保存される

＜記載例＞

添付書類（交付申請時又は実績報告時）※参考様式

●●町内会　地域の防犯力向上対策事業　収入支出予算~~（決算）~~書

収入の部

項目	金額
地域の防犯力向上対策補助金（市からの補助金）	２００，０００　円
町内会費からの繰入（町内会の資金）	３５，０００　円
収入合計	２３５，０００　円

支出の部

項目	金額
≪補助対象経費≫ 防犯カメラ本体代（２台分）	１２０，０００　円
設置工事費	３０，０００　円
看板設置費	１０，０００　円
防犯パトロール用腕章一式	４０，０００　円
消費税	２０，０００　円
≪補助対象外経費≫ 防犯カメラ保守契約（１年間分）	１５，０００　円
支出合計	２３５，０００　円

＜記載例＞

添付書類（交付申請時）※参考様式

土地建物等使用承諾書

令和８ 年 ６ 月 ２０ 日

使用者 ●●町内会
会 長 ■■ ■■ 様

承諾者（土地建物等所有者）

住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が所有する 建物 について、 ●●町内会 が設置する防犯カメラの趣旨に同意したので、下記のとおり使用することを承諾します。

記

1 設 置 場 所 石狩市 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

区 分 上記設置場所の建物の屋根

2 使 用 目 的 防犯カメラ設備一式を設置するため

3 使 用 期 間 承諾日から防犯カメラ及びその設備を設置している間
ただし、上記期間内であっても、事情により移設又は撤去するよう申出を行った場合、設置者はこれにかかる協議に応じるものとする。

4 使 用 料 無償

5 そ の 他 設置の要件を満たさなくなったときは、●●町内会の責任において、防犯カメラ設備一式を撤去することを使用条件とする。

＜記載例＞

添付書類（交付申請時）※参考様式

●●町内会長　　様

防犯カメラ設置における撮影同意書

私は、下記のとおり●●町内会が設置する防犯カメラの画像に住居の全部又は一部が映り込むことについて同意します。

記

1　設　置　者　　●●町内会

2　設 置 場 所　　石狩市▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

3　撮 影 範 囲　　別紙図面のとおり

4　設 置 数 量　　１台

5　設置運用規程　　●●町内会防犯カメラ設置運用規程（別紙）

6　そ　の　他　　上記５に基づき、防犯カメラの管理及び運用を徹底すること。
本書に署名後、設置により問題が生じた場合又はやむを得ない事情により本同意の取消しを希望する場合は、設置者は協議に応じ、適切に対応すること。

令和８年　７月　１日

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜記載例＞

添付書類（交付申請時）※参考様式

防犯カメラ設置場所に関する協議結果について

令和８ 年 ８ 月 １ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

申請者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

石狩市地域の防犯力向上対策補助金の申請にあたり、下記のとおり防犯カメラ設置場所等について、札幌北警察署との協議を実施しましたので報告します。

記

１　協 議 日　　令和８ 年 ６ 月 ５ 日

２　協 議 先　　札幌方面北警察署生活安全課

３　協議結果

(1) 設置場所及び台数

石狩市　▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲　□□会館　　付近（ ２ 台）

(2) 設置場所及び画角

別添図面のとおり

(3) 設置における助言等の内容　※警察から受けた助言等があれば記載してください。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

警察署確認欄

上記のとおり、防犯カメラ設置場所等について協議したことを証します。

令和８　年　６　月　５　日

札幌方面北警察署長　　印　　※警察署長印が必要です

＜記載例＞

別記第７号様式（第 13 条関係）

補助金等概算払申請書

令和８ 年 ８ 月 ３ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

申請者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

令和８年 ８月 ２日付け石聴生第１２３号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の理由により概算払を受けたいので、石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1　補助金交付決定額		２００，０００　円
2　補助金の概算払を受けたい時期及び金額		概算払を受けたい時期
		９月
		概算払を受けたい金額
		２００，０００　円
3　申請の理由		町内会の年度当初の予算で見込んでおらず、町内会で立て替えることが困難なため

注　建設工事に要する経費に係る補助金等の場合にあっては、申請額の算出の基礎を記載した書類（でき形検査調書等）を添付すること。

＜記載例＞

別記第５号様式（第 11 条関係）

石狩市地域の防犯力向上対策補助金実績報告書

令和８ 年 １０ 月 ３０ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

申請者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

令和８年 ８月 ２日付け石聴生第１２３号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1　補助金交付決定額	２００，０００　円
2　補助事業の内容	・防犯カメラの設置（設置場所：□□会館入口付近、２台） ・防犯パトロールの実施に必要な腕章の購入（５０個）
3　事業の実施期間	令和８年８月１０日　～　令和８年１０月２５日
4　補助事業の成果	防犯カメラの設置により、地域における犯罪抑止力が向上した。また、防犯パトロールに使用する独自の腕章を作成し、地域住民の防犯意識の一体感の醸成が図られた。

5　添付書類　※□にチェック（✓）してください。

共通	必須	費用を負担したことを証する領収書等（団体名、品名や金額の内訳が明記されているもの）の写し	☑
	必須	収入支出決算書	☑
	必須	事業の実施内容がわかる書類（写真は必須）	☑
防犯カメラ設置の場合	必須	契約書又は請書の写し　※該当がある場合のみ提出	☑
	必須	工事完了届又は納品書の写し　※該当がある場合のみ提出	☑
	必須	配置図及び設置後の現況写真、設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの	☑
	必須	防犯カメラ設置運用規程	☑

＜記載例＞

別記第９号様式（第 14 条関係）

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付請求書

令和８ 年 １１ 月 １０ 日

石狩市長　　加藤　龍幸　　様

請求者　団　体　名　●●町内会

代表者氏名　■■　■■

住　　所　〒　061　－　△△△△
石狩市▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
▲▲▲▲▲

連　絡　先　090　－　1234　－　5678

件名　　石狩市地域の防犯力向上対策補助金

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額　　金　２００，０００ 円

振込先の口座情報	金融機関名	◇◇銀行
	口座種別	◆◆支店
	口座番号	１２３４５６７
	（フリガナ）口座名義人	●●町内会　会長　■■　■■

石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第１　通則

１　目的

このガイドラインは、町内会等が地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置及び運用する際に配慮すべき事項を定めることにより、個人のプライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意し、地域住民の防犯カメラに対する信頼を確保しながら、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とします。

２　定義

（１）町内会等

市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会及び自治会、防犯協会又はその他の地域団体で市長が認めるものをいいます。

（２）防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置される映像撮影機器で、画像記録装置、その他関連機器で構成されるものをいいます。

なお、録画機能のないダミーカメラや、主に日常におけるごみの排出や除排雪等に関するマナー違反を取り締まる目的のカメラは含みません。

（３）画像

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人若しくは物を識別できるものをいいます。

第２　設置に関する基本原則

１　設置目的の明確化

防犯カメラを設置する町内会等（以下「設置者」という。）は、犯罪の防止等、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはなりません。

２　地域における合意形成

設置者は、個人のプライバシー保護と地域の合意形成を図るため、防犯カメラの設置について、規約等に基づき、総会や役員会等を開催して承認を得るとともに、地域住民を対象に防犯カメラの運用に関して広く周知するなど、地域住民の理解と同意を得るよう努めてください。

３　撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、個人のプライバシーに配慮し、住宅内部等の私的空間が映らないような措置を講じるなど、設置目的に則して必要最小限の範囲で撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう、設置場所、台数、角度、画角を決めます。

特定の住宅等が映りこむ場合は、その所有者や居住者等の同意を得ることが必要です。

また、設置場所の土地や建物等の所有者の許可が必要です。道路や公園等に防犯カメラを設置する場合は、各管理者から許可を取ってください。

４　設置の表示

設置者は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知し、犯罪を抑止する効果を高めるため、設置場所又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示します。

なお、設置場所等から設置者が明らかである場合には、設置者の名称の表示を省略することができるものとします。

第３　運用に関する基本原則

１　管理体制

（１）管理責任者・操作担当者

設置者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、個人情報の取り扱いに配慮するため、管理責任者及び操作担当者（以下これらを「管理責任者等」といいます。）を置くものとします。

①　管理責任者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用並びに画像の適正な管理を統括します。

②　管理責任者は、防犯カメラに関わる機器の操作や画像の視聴（以下「操作及び視聴」といいます。）を行うことができる操作担当者を指定します。

③　操作担当者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラの操作及び視聴に関する業務を行います。

（２）操作及び視聴の制限

操作及び視聴は、管理責任者等以外の者はできません。ただし、管理責任者からあらかじめ許可を得た場合は、この限りではありません。

２　画像の適正な管理

設置者及び管理責任者等は、画像について次のように取扱うものとします。

（１）画像の保護

画像記録装置又は画像を記録した媒体（以下「記録媒体」といいます。）については、管理責任者等以外の視聴や盗難防止のため、施錠可能な室内又は施設等で厳重に保管し、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、パスワードを設定し定期的に変更するなど情報漏えい防止措置を十分に講じてください。

また、記録媒体一体型防犯カメラ等については、記録媒体取り出し部を施錠可能な保管庫内で保護するなど、管理責任者等以外の者が外部へ持ち出しできないようにします。

（２）画像の保存期間

画像の保存期間は、画像の漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するため、撮影日の翌日から起算して３０日以内とします。ただし、防犯カメ

ラの機器の仕様等のためこれにより難い事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとします。

（３）画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化等により確実に消去します。記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置を含む。）を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分してください。

（４）画像の加工禁止

画像を保存する場合は、撮影された状態のままとし、加工や複製したものを保存してはなりません。

３　秘密の保持

管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。また、それらを不当な目的のために使用してはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

４　画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはなりません。

ア　法令に基づく手続により照会等を受けた場合（裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法 197 条第２項）に基づく場合）

イ　捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合（警察の捜査への協力や消防署の火災原因調査等を目的として要請を受けた場合等）

ウ　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（行方不明者の安否確認や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等）

エ　その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ映像から識別される特定の個人（本人）の同意があるとき

オ　本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

なお、上記に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断してください。

また、画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録してください。

第４　設置者の義務

１　設置運用規程

（１）設置運用規程の策定

設置者は、このガイドラインが示す基準を遵守して防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置及び管理運用に関する規程（以下「設置運用規程」という。）を策定します。

策定にあたっては、別添の「防犯カメラ設置運用規程（参考例）」を参考にしてください。

（２）設置運用規程の遵守

設置者は、このガイドライン及び策定した設置運用規程を遵守しなければなりません。

（３）設置運用規程の周知

設置者は、設置運用規程が遵守されるよう、管理責任者等に対し周知徹底を図ります。

２　問い合わせ等への対応

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応します。

３　防犯カメラの保守点検と撤去

（１）保守点検

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします

（２）撤去

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去してください。

第５　その他

１　業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、このガイドライン及び設置運用規程の遵守を委託契約の条項に設けるなど、適正な設置及び運用を遵守させなければなりません。

２　見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

附則

（施行期日）

このガイドラインは、令和８年４月１日から施行します。

●●町内会　防犯カメラ設置運用規程（参考例）

１　趣旨

この規程は、プライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇町内会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

２　設置目的

防犯カメラは、〇〇町内会（設置者）区域内における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

３　管理責任者等

（１）設置者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行うため、管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」）を置く。

（２）管理責任者は、〇〇〇〇（例えば、町内会長）とする。

（３）操作担当者は、〇〇〇〇（例えば、事務局長）とする。

（４）防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者等が行うこととし、他の者が行うことを禁止する。

（５）管理責任者等は、防犯カメラの画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

４　設置の場所等

（１）設置の場所及び設置台数

防犯カメラの設置場所及び設置台数は、別紙配置図のとおりとする。

（２）撮影範囲

防犯カメラを設置するにあたっては、個人のプライバシーに配慮し、住宅内部等の私的空間が映らないような措置を講じるなど、設置目的に則して必要最小限の撮影範囲を設定する。

（３）設置の表示

防犯カメラの撮影区域又はその周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、町内会名を記載するものとする。

５　画像の管理

設置者及び管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（１）保管場所

画像及び画像を記録した媒体については、施錠可能な保管庫内で保護し、管理責任者等が適正に管理するものとする。

（２）保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇日間とする。ただし、上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合は、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせて記録に残すものとする。

（３）画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化等により確実に消去する。記録媒体を破棄する場合は、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分する。

６　画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

（１）法令に基づく手続により照会等を受けた場合

（２）捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で画像提供の要請を受けた場合

（３）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

上記に基づき、第三者に画像の提供を行う時は、相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するものとする。

７　問い合わせ等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

８　防犯カメラの保守点検

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととする。

９　その他

この規程に記載されていない事項については、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附　則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の自主的な防犯活動を補完し、安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、石狩市地域の防犯力向上対策補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、石狩市補助金等交付規則（昭和63年規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会等　市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会及び自治会、防犯協会又はその他の地域団体で市長が認めるものをいう。

(2) 防犯カメラ　地域における犯罪の防止を目的として、特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影し記録する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。

（補助対象団体）

第３条　補助対象団体は、継続的かつ計画的に地域の防犯に係る活動を行う町内会等（以下「補助団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、補助団体が地域の防犯力向上を目的として実施する事業であって、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 地域住民の防犯に寄与する公益的な取組であること

(2) 補助団体の総会・役員会等の議決等による意思決定を行った上で実施すること

(3) 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、補助団体の責任において適切に行えること

(4) 防犯カメラを設置する場合においては、石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、防犯カメラ設置運用規程を定めること

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、補助対象事業としない。

(1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの

(2) 北海道町内会連合会等、他の補助金・交付金・助成金等の対象となるもの

(3) 第三者に寄附、譲渡、売り払い等をすることを目的として実施するもの

(4) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、前条第１項に定める事業に要する経費とするが、次の各号に掲げ

るものは除くものとする。

(1) 各種保証・保険料、振込手数料、代行手数料、申請手数料

(2) 保守、修繕及び電気料金、電柱等共架料等の維持管理に係る費用

(3) レンタルやリース契約の防犯設備費用及び設置に係る経費

(4) 既存防犯設備等の移設、撤去及び処分のみを実施する経費

(5) 土地、建物等の使用、取得又は補償に要する費用

(6) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料

(7) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用

(8) 飲食等に要する費用

(9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

（補助金額）

第６条　補助金額は、予算の範囲内において、20 万円を上限とする。

２　補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

３　一の補助団体は、１年度当たり１回に限り、本補助金を申請することができる。

（事前協議）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助団体は、市長が別に定める期間内に、石狩市地域の防犯力向上対策補助金事前協議書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費がわかる見積書等の写し

(2) 防犯カメラを設置する場合においては、設置予定場所、撮影予定範囲を示した図面及び設置前の現況写真

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項において予算の範囲を超える事前協議があった場合には、別に定める方法により補助金申請の可否を決定するものとする。

３　市長は、第１項の期間内における事前協議が、予算の範囲を超えない場合は、再度期間を定めて、事前協議を受け付けることができる。

４　前項における事前協議に必要な書類及び予算の範囲を超えた場合の手続については、第１項及び第２項と同様とする。

５　市長は、第１項及び第３項の規定に基づく事前協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めた補助団体を、補助金の交付申請を行うことができる補助団体（以下「申請予定者」という。）として決定するものとする。

６　市長は、前項の規程により申請予定者を決定したときは、事前協議を行った補助団体に対し、補助金申請の可否を石狩市地域の防犯力向上対策補助金事前協議結果通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする申請予定者は、前条第６項の規定による通知に基づ

き、市長が別に定める期間内に、石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付申請書（別記第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第４条第１項第２号に規定する補助団体の総会・役員会等の議決等による意思決定を証する書類

(2) 収入支出予算書

(3) 防犯機器（防犯カメラを含む）を設置する場合においては、対象機器の仕様がわかる書類の写し

(4) 防犯カメラを設置する場合においては、設置場所、撮影範囲を明記した図面及び設置前の現況写真、並びに設置場所の所有者又は管理者（所有者又は管理者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。）の承諾又は許可を得ていることを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付（不交付）決定通知書（別記第４号様式）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たり、必要な条件を付すことができる。

（申請内容の変更等）

第 10 条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助団体が、申請内容を変更又は中止するときは、補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（以下「変更等承認申請書」という。）に市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により変更等承認申請書の提出があったときは、変更等内容を審査し、当該内容について理由があると認められるときは、これを承認し、補助事業等変更・中止（廃止）承認通知書により通知するものとする。

３　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（実績報告）

第 11 条　補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに石狩市地域の防犯力向上対策補助金実績報告書（別記第５号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助団体が費用を負担したことを証する領収書等（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写し

(2) 収入支出決算書

(3) 事業の実施内容がわかる書類（写真は必須）

(4) 防犯カメラを設置する場合は、契約書又は請書の写し、工事完了届又は納品書の写

し、配置図及び設置後の現況写真、設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの、並びに第４条第１項第４号に規定する防犯カメラ設置運用規程

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条　市長は、前条の規定による実積報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（別記第６号様式）により通知するものとする。

（補助金等交付の時期等）

第 13 条　補助金は、石狩市補助金等交付規則第 18 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、補助対象事業の遂行上必要があると認めたときは、補助対象事業の完了前において補助金を一括又は分割して交付することができる。

２　補助団体は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金等概算払決定通知書（別記第８号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条　補助金の確定通知を受けた補助団体は、石狩市地域の防犯力向上対策補助金交付請求書（別記第９号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消等）

第 15 条　市長は、補助金の交付を受けた補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反し、または偽りその他不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。

(2) その他補助金の交付が不適当と認められたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付取消通知書により通知するものとする。

３　補助団体は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の整備等）

第 16 条　補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 17 条　補助団体は、補助対象事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、防犯カメラについては、設置した日から５年を経過した場合は、この限りでない。

（委任）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。